平成２１年（フ）第３８２号
愛知県豊橋市大岩町字黒下41番地Ｂ―205
債務者　小田　昭三
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８６号
島根県出雲市小境町405番地１
債務者　浅井　啓太（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２５号
島根県邑智郡邑南町矢上4046番地２
債務者　三浦　博司
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３２０８号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉305
債務者　大垣　忠夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２０９号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区６棟301号
債務者　高田健太朗
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５５３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目12番13―203号
債務者　志田　　聡
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５６６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目64番４―503号
債務者　石川　佳男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７８号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目６番28号　サンテラス露木Ａ号室
債務者　坂本　博雪
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８１号
横浜市青葉区桂台２丁目35番地６
債務者　伊藤　　実
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６１０号
横浜市鶴見区下末吉６丁目24番１―307号
債務者　中島　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２７号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地10棟104号
債務者　久保田政隆
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２８号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地10棟104号
債務者　久保田惠美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６５３号
横浜市緑区東本郷４丁目36番24号　シティハイムパルフェ本郷Ｂ棟103号
債務者　市原　　智
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６５７号
横浜市青葉区しらとり台62番地６　ライオンズガーデン青葉台南409
債務者　下舘　功介
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８５号
横浜市磯子区森２丁目13番３―103号
債務者　小寺　俊正
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３号
横浜市港北区日吉５丁目31番９―116号
債務者　小林あや子（旧姓吉田・天生目）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部